

徳島県国民保護計画の変更について

1 徳島県国民保護計画の概要

「徳島県国民保護計画」は、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」や、その他法令等を踏まえ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的に、平成18年3月に策定。

2 変更の趣旨

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）」が施行され、緊急通行車両に係る確認手続が変更されたため、「徳島県国民保護計画」を変更。併せて、県の組織改編等を反映する。

3 主な変更内容

- （1）「災害対策基本法施行令」等の改正を踏まえ、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても緊急通行車両に係る確認を行うことができることとする
- （2）県対策本部編成、県対策本部の代替施設設置順位、県対策本部長の代替順位の見直し
- （3）人口をはじめとする統計数値の更新